

諮問日：令和3年7月14日（令和3年度（最情）諮問第23号）

答申日：令和3年11月22日（令和3年度（最情）答申第39号）

件名：苦情申出期間超過の判断に当たり，苦情の申出日を最高裁判所が受け付けた日時とする根拠が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件開示申出文書は，作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が令和3年6月18日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所は特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査会委員会宛理由説明書において，苦情申出期間である3か月を徒過しているので，適式な苦情の申出として取り扱わないのが相当であると主張している。

苦情申出期間超過の判断に当たり，苦情の申出日を最高裁判所が受け付けた日時とする根拠又は理由が分かる文書を作成又は取得していないとの不開示理由は，裁判所の司法行政面において，取扱要綱等で定められた規則の解釈又は運用の基準の設定が行われておらず，恣意的運用を行っている事例の一つであろう。しかしながら，本件開示申出文書を本当に作成又は取得していないかどうか不明であるから苦情を申し出る。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いは、取扱要綱及び「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の実施の細目について（通達）」（以下「実施細目」という。）に定められているところ、取扱要綱及び実施細目には、いかなる日を苦情申出日として取り扱うかについては定められていない。また、取扱要綱及び実施細目の運用の基準として、そのような取扱いを示した司法行政文書も存在しない。
- 2 司法行政文書の受理日は、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003546号秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「実施通達」という。）記第2の4の(3)により、事務を所管する局課等が受理した日とされているところ、本件苦情申出書は、令和3年3月29日に事務総局秘書課において受理しており、実施通達の定めに従い、同日付けの受理印を押印している。最高裁判所は、同日を苦情の申出日としたが、実施通達の定めは、あくまで司法行政文書の受付に関するものにすぎず、本件開示申出に係る文書には当たらない。
- 3 なお、付言するに、苦情申出人が指摘する苦情申出書（以下「別件苦情申出書」という。）が郵送された封筒には、令和3年3月25日の消印が押捺されており、苦情申出人が同月21日に別件苦情申出書を発送した事実は認められない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年7月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月22日 審議
- ④ 同年11月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、裁判所の保有する司法行政文

書の開示に関する事務の取扱いは、取扱要綱及び実施細目に定められ、いずれにもいかなる日を苦情申出日として取り扱うかについての定めがないこと、最高裁判所においては、苦情申出書が最高裁判所に到達した日を苦情申出日として取り扱っていること、上記到達日は実施通達の定めに従い、最高裁判所事務総局秘書課が苦情申出書を受理した日としていることが認められる。上記確認結果も踏まえれば、最高裁判所において苦情申出日をいつの日として取り扱うかは明確であり、取扱要綱及び実施細目に上記取扱いに関する定めをおく必要性は認められない。また、最高裁判所に対する苦情の申出について苦情申出書が最高裁判所に到達した日とすることについて、苦情申出人に特別の不利益はなく、他に最高裁判所に到達した日と異なる日を苦情申出日とすべき特段の必要性も認められないことから、苦情申出書が最高裁判所に到達した日として取り扱われていることは不合理とはいえない。また、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子

別紙

最高裁判所は特定年月日付け情報公開・個人情報保護審査委員会宛理由説明書において、本件苦情の申出を令和3年3月29日にしたと不当な解釈を行い、苦情申出期間の3か月を超えたと主張している。しかしながら本件苦情申出書は令和3年3月21日に発出している。令和3年3月29日は最高裁判所が受け付けた日時である。苦情申出期間超過の判断にあたり、苦情の申出日を最高裁判所が受け付けた日時とする根拠又は理由が分かる文書